



平成30年2月26日
九州地方整備局

記者発表資料

マンション管理業者に対する監督処分について

九州地方整備局は、星光ビル管理株式会社に対し、平成30年2月26日マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく監督処分を行いましたのでお知らせします。

詳細につきましては、別添資料のとおりとなっております。

問い合わせ先

九州地方整備局 TEL 092-471-6331 (代表)

建政部 土地市場監視官 齋藤 俊久 (内線6116)

建設産業課 課長 廣瀬 祐一郎 (内線6141)

平成30年2月26日
九州地方整備局

マンション管理業者に対する監督処分について

星光ビル管理株式会社のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）違反について、国土交通省九州地方整備局は、本日、同社に対し、同法に基づく監督処分を下記のとおり行った。

記

1 処分内容

○法第81条の規定に基づく指示処分

（指示の内容）

- （1）今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - ① 今回の事案の概要及びこれに対する処分内容について、役員及びマンション管理業の従事者全てに対し、速やかに周知徹底すること。
 - ② 法の規定の遵守及び再発防止を図るため、マンション管理業の従事者全てに対し、研修・教育を継続的に実施すること。
 - ③ 日常の業務運営に関し調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制を整備し、適正に業務管理を実施すること。
 - ④ 今回の事案を踏まえ、財産毀損を防止するための適切な再発防止策を速やかに策定し、継続的に実施すること。
- （2）前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。）を平成30年3月31日までに文書をもって報告すること。また、平成30年6月30日及び平成30年12月28日までに当該措置の実施状況を報告すること。

2 処分理由

被処分者が管理事務を受託している複数の管理組合について、被処分者の従業員（当時）が管理組合の財産を不正に着服したことにより、被処分者は、業務に関し、当該管理組合に損害を与えた。

このことは、法第81条第1号に該当する。

（参考）星光ビル管理株式会社
大阪府大阪市中央区伏見町4丁目4番1号
代表取締役 饗庭 浩二
国土交通大臣（4）第060958号